

令和元年松前町条例第3号

松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年7月3日

松前町長 岡本 靖

松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年松前町条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 省略 4・5 省略	(職員) 第10条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 省略 4・5 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。